**平成２９年（フ）第５９５号**
神戸市須磨区若宮町３丁目３番14―202号
債務者　井上緋紗子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第１１６号**
広島県福山市花園町１丁目３番12―802号
債務者　下山　信子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第１１９号**
広島県福山市東川口町５丁目16番24―201号
債務者　宇田　英治
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第２５３号**
沖縄県那覇市松尾２丁目９番23号　上原アパート402
債務者　河本　志郎
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第２６５号**
沖縄県那覇市泊３丁目４番地３　ゴールデンハイツ泊604号室、住民票上の住所沖縄県那覇市曙１丁目10番７号
債務者　金城　俊介
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第１４０号**
青森市佃１丁目３番37号
債務者　高谷　和彦
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２６６号**
沖縄県浦添市牧港１丁目31番22号
債務者　宮城惠美子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２９年（フ）第２３号**
沖縄県名護市東江４丁目24番37―213号　サンシャインカヌチャ
債務者　西永　岳史
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
那覇地方裁判所名護支部

**平成２９年（フ）第５２０号**
東京都東村山市秋津町５丁目１番地６エドナハイツ201
債務者　川村　尚史
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第６６８号**
東京都調布市入間町２丁目２番地都営入間町２丁目アパート３―501
債務者　齊藤　樹里
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第７８２号**
東京都東村山市本町４―12―３エトワール久米川301、住民票上の住所埼玉県所沢市星の宮１丁目17番９―205号煉瓦館107
債務者　佐伯　翔太
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第７５７号**
東京都清瀬市梅園３丁目１番１―507号
債務者　高岩　聡子
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第７２８号**
東京都三鷹市新川６丁目35番16号第２高麗荘30
債務者　髙橋　拓也
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第８４５号**
東京都国立市青柳３丁目３番地の17プリティハウス201
債務者　山田　正人
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１５７号**
愛知県豊橋市東森岡１丁目７番地９（２―107）
債務者　有馬　義雅
1　決定年月日時　平成29年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２９年（フ）第１５４５号**
神奈川県大和市下鶴間２丁目１番19―305号
債務者　柄澤　龍耶
1　決定年月日時　平成29年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部